

令和3年9月定例会 総務委員会（付託）

令和3年9月21日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井下委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時36分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出予定議案（追加）、補正予算案の概要）

- 議案第28号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第9号）

【報告事項】

- 「『未知への挑戦』とくしま行動計画」及び「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の評価結果の概要（資料1）
- 令和2年度徳島県内部統制評価報告書（資料2-1, 2-2）

仁井谷経営戦略部長

補正予算案を1件追加提出させていただいておりますので、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算案につきましては、飲食店への営業時間短縮要請を9月30日まで延長したことに伴う協力金の支給、飲食店や学校等におけるPCR検査の戦略的モニタリング検査の実施に係る予算の増額を行うために編成したものでございます。

補正予算額は28億円でございます。

資料2 ページは歳入、歳出の内訳を示しております。上段が歳入の内訳でございまして、国庫支出金及び繰越金で計上しております。下段が歳出の内訳でございまして、総務費と教育費におきまして、所要額を計上いたしております。

3 ページには歳出の性質別の内訳を記載しております。

追加提出議案の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

なお、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出議案はございません。

経営戦略部からは、以上でございます。

藪下監察局長

続きまして、監察局から、2点御報告させていただきます。

1点目は、「未知への挑戦」とくしま行動計画及びv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価結果の概要についてでございます。

資料1を御覧ください。

まず、1, 県政運営評価戦略会議についてでございます。

政策推進に係る県民意見の積極的な反映と県民目線からのチェック機能の強化を図るため、当該戦略会議を設置し、県政の運営指針である行動計画及び挙県一致で地方創生を推進するための総合戦略の施策について評価を行ったところです。

次に、2、評価方法についてでございます。

(1) 評価の対象は、行動計画の主要施策91施策及び総合戦略の具体的な施策15施策となっております。

(2) 評価の視点といたしまして、行動計画は2年目の評価を、総合戦略は初回評価として実施いたしました。

また、昨年度に引き続き、評価基準を客観化し、計画改善見直しに向けた委員からの提言に重きを置いて評価いたしました。

なお、今回の評価対象である令和2年度の目標には、新型コロナウイルス感染症の影響が反映されていないことから、各施策の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響や県の対応状況を踏まえた上で委員から意見を頂きました。

2ページを御覧ください。

3、行動計画の評価結果についてでございます。

(1) 総括として、表-1の下から2段目、計欄に記載しておりますとおり、順調が50施策、要注視が16施策、要改善が25施策との評価を頂きました。

3ページから5ページにかけましては、戦略会議で頂きました主な御意見や御提言を記載しております。

6ページを御覧ください。

4、総合戦略の評価結果についてでございます。

(1) 総括として、表-2の最下段、計欄に記載しておりますとおり、順調が8施策、要注視が6施策、要改善が1施策との評価を頂きました。

7ページにつきましては、戦略会議で頂きました主な御意見や御提言を記載しております。

次に、8ページを御覧ください。

5、戦略会議で採択された県民からの優れた意見、提言につきましては、とくしま目安箱に寄せられた御意見や御提言のうち、戦略会議における審議の結果、優れた意見、提言として採択されました9件の概要を取りまとめております。

最後に、今回の評価結果につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会及び地方創生“挙県一致”協議会へ提言いたしまして、各部局において計画や事業の見直し、新たな施策展開などにつなげていくこととしております。

2点目は、令和2年度徳島県内部統制評価報告書についてでございます。

この度、地方自治法の規定により内部統制評価報告書を作成し、去る9月17日に監査委員の意見を付けて県議会議長宛に提出いたしましたので御報告させていただきます。

資料2-1を御覧ください。

まず、1、内部統制の整備及び運用に関する事項についてでございます。

内部統制は、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別、評価し、対応策を講じることにより、リスクを一定の水準以下に抑え、事務の適正な執行を確保するものでございます。

次に、2、評価手続につきましては、令和2年度を評価対象期間、令和3年3月31日を評価基準日として財務に関する事務について評価を実施し、3、評価結果につきましては重大な不備は認められず、評価基準日において有効に整備、評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

なお、当該評価報告書につきましては、3枚目の監査委員による審査意見書の5、審査の結果及び意見にありますとおり、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるとの結果を頂いております。

評価報告書の詳細については、資料2-2の説明資料を御覧いただければと思います。

1ページには内部統制基本方針や推進体制を、2ページには評価方法等を記載しております。また、3ページにはリスク評価シートの作成対象部局を4ページには整備状況や運用状況の評価結果を記載しており、運用上の不備は32件となっておりますが、重大な不備は認められませんでした。

今後とも、不適切な事務処理の未然防止と早期発見により一層努め、県行政の運営の適正性を確保し、県民の県政に対する信頼を向上させるよう取り組んでまいります。

監察局からは、以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

井下委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

元木委員

私のほうから、資料1についてお聞きいたしたいと思います。

まず、資料1の戦略会議で採択された県民からの優れた意見、提言ということで、いろんな具体的なすばらしい提案がされておまして、本当にどの取組も時宜を得た良い提案であるなど感じております。この提案というのは過去にもたくさん出されて、議会にも公表いただいて取り組んでいただいていると認識しているのですけれども、過去のこういった優れた提案の取扱い、そして具体的に達成された提案があったのかどうか、そういった点について、まずお伺いできたらと思います。

小林監察局次長

ただいま委員より、当初の目安箱に関して県民からの優れた意見等々について、どのようなものが採用されたかということで御質問を頂いております。

これにつきましては、過去からも目安箱を通じていろいろな御提案を頂いた中で、まずは、部局のほうにお送りさせていただいて、各部局のほうから回答を頂くとともに、施策のほうも推進させていただいているという状況でございます。

元木委員

部局のほうに提案していただいたということでございます。

この評価結果の概要というのは、正に県が進めておられるP D C Aのチェックの部分に当たるのかなと感じているところでございます。

ただ、この資料の2ページにもありますとおり、目標の具体的な数字は出ているのですが、施策に抽象的な部分もあって、県民の方々から見て、具体的にどの部分が県民福祉の向上、あるいは県民満足度の向上につながったのかということがちょっと見えづらい点もあって、私の意見としては、こういう具体的な優れた提案や意見を掘り下げて、施策の実現に結び付けていくという作業が本当に大切なんじゃないかなと思っているところでございます。

例えば、今、アメリカの大リーグで活躍しておられる大谷翔平選手が、高校時代に目標達成シートというシートを作られて、マンダラチャートとも言われて、一つの目標に対して、その目標を達成するために八つの具体的な項目に分けて、そのまた八つの項目をそれぞれ実現するために、それをまた更に八つずつの項目に分けていくといった作業を進めていかれたと聞いておりますけれども、正に、県政の施策の評価についても一つの部局にはとどまらず、県の中でも複数の部局にまたがるもの、あるいは国や市町村に関係するもの、また民間の方々の協力を得なければ実現できないものもたくさんあると思います。

そういった意味で、具体の施策に結び付けたいけれども、なかなかできないという理由を具体化して評価してあげるといっても、一つの評価の在り方じゃないかなと思うわけでございます。

こういった施策の細分化、そしてそれに伴う評価についての考えがもしあれば、お伺いさせていただけたらと思います。

小林監察局次長

評価の考え方、細分化について御質問を頂いております。

評価につきましては、過去にはテーマとなる施策があって、事業があって、その事業ごとに評価しておったという状況でございますけれども、現時点におきましては、その事業が集まった施策について評価をしていきます。まず、各事業の中に数値目標がございまして、その数値目標、また計画に対して実績がどれくらい達成されたかという達成率を数値化させていただきます。まずは数値化でその施策が順調にいつているのか、それからまだまだ注視なのか、要改善かということを経察局の事務局から提案させていただいております。

戦略会議に提案させていただいた中で、14名の委員さんが、評価案等、計画の推進部局、策定部局等がまとめました評価シートを見ながら、その中身について、例えば、今の状況はこうなんですけれども、更に良くしていくものがあるのではないかと、評価はいいんですけれども、もっとこうしたらいいんじゃないかという御提言、改善、見直し、新たな施策につながるような御提言を頂くという方法をとっているところでございます。

元木委員

各委員さんからも本当にいい意見が出されていると拝察いたしますけれども、こういったすばらしい提案、意見を具体化していく。そして具体化したものを評価していくというようなプロセスも作っていただきたいと思います。思う次第でございます。

それと、もう一つの視点として、この優れた意見は、個別で見るとすばらしい意見なんですけれども、見方によっては、県が目指している方向とベクトルが違う施策が併存しているような状況もあろうかと思えます。

例えば、今のコロナの状況で言いますと、9番のGoToキャンペーンの帰省客を呼び込む施策等の提案についても、本当にすばらしい提案です。一方では不要不急の外出の抑制ということで、余りに交流が行き過ぎるとコロナの再流行が懸念されることもあろうかと思えます。

そういったいろんな角度で、環境と経済の両立など、それぞれの施策が絡み合っただけで矛盾が起きないように角度での検証もしっかりとさせていただいて、各関係部局にも課題共有をしていただきたいということを要望させていただいて、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、監察局の社会福祉法人等に係る監査についてお伺いさせていただきます。

御承知のとおり、特に法人検査課で社会福祉法人や農林水産業の各団体等について個別の監査を実施していると伺っております。

たくさんあると思えますので、今回は社会福祉法人に絞ってお伺いさせていただきたいと思えますが、どのくらいの法人や施設を対象にしているのか、お伺いいたします。

伏谷法人検査課長

ただいま委員から、どのくらいの数の法人、施設を対象に監査をしているのかという御質問でございます。

法人検査課におきましては、社会福祉法人等の適正な運営を確保するため、不正、不祥事案の未然防止、財務状況の健全性の確保等を目的に、社会福祉法人が64法人、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設が202施設、合計266件を対象に計画的に監査を実施させていただいているところでございます。

元木委員

社会福祉法人等の数がかかなり多いようでございます。

法人と言っても様々な種類がある上、法人ごとに職員数や、施設の規模等も異なるため、監査を行う職員の方々も御苦労があるのではないかと推測いたします。

一方、法人に対しまして県が監査を行うことは、不祥事の未然防止だけでなく、運営の健全化の支援等の観点からも必要であり、法人にとりましても有り難いことであると考えております。そこで、どのような監査を具体的に実施しようとしているのかをお伺いいたします。

伏谷法人検査課長

ただいま委員のほうから、どのような監査を実施しているのかという御質問でございます。

監査の手法につきましては、検査員が法人等へ立ち入りまして、通帳や小口現金などの管理状況の現物確認、また帳簿等の整備状況や記載内容の確認、内部けん制に係る役職員への聞き取り等を行っているところでございます。

監査の実施に当たりましては、法人に対する監査は法人検査課が所管し、施設については指導や制度を所管し、利用者処遇等を監査する施設所管課と合同で実施し、情報の共有を図りながら指導部局と検査部局の両輪で法人等の健全化を支援しているところでございます。

さらに、公認会計士を法人特別検査員として4名任用しておりまして、社会福祉法人の会計管理に係る指導監査に当たっておりまして、監査内容の充実、監査ノウハウの蓄積や検査員の資質向上に努め、より多面的で効果的な監査となるよう創意工夫を図っているところでございます。

今後とも、関係部局と連携を図りながら、不祥事案の未然防止と社会福祉法人等の健全育成に資するよう、適正な監査に努めてまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

是非、公平中立、そして簡素な監査を実施していただき、不祥事等の根絶にもつなげていただきたいと願う次第でございます。

最後に、とくしまアラートのステージの引上げによりまして、3密だけではなくて1密をも回避する感染症対策が求められている中、施設等に立ち入り、関係者から直接聞き取りを行う実地監査は、子供あるいは高齢者等が入所する社会福祉施設では感染防止の観点から実施が難しい面もあるのではないかと感じております。

そこで、コロナ禍における監査の実施に当たっての感染対策、最近の流れで言いますと、デジタル機器の有効活用ですとか、そういったことも含めて、どのような工夫を凝らして実施されておられるのか、お伺いさせていただきます。

伏谷法人検査課長

ただいま委員のほうから、コロナ禍における監査の感染対策、また今後どのような工夫をしていくのかという御質問を頂いております。

法人検査課といたしましては、直接施設に立ち入ります実地監査につきましては、事前に施設側の意向及び受入体制を確認の上、滞在時間の短縮、高齢者施設や障がい者支援施設の居室等、利用者が直接利用する場所への立入りを控えるなど、最大限の感染防止対策を実施していたところでございますが、先般、とくしまアラートのステージⅢ以上が発動されて以降は、特に特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等の社会福祉施設に対しましては特段の感染対策が求められることから、感染防止を最優先し、現在のところ実地による監査を自粛しているところでございます。

現在、コロナ禍等のように、実地監査が困難な状況においても、継続的な監査が実施できますよう監査項目や監査手法の見直しを進めておりまして、例えば、モバイル端末等を活用した非対面型の監査、書面監査と非対面型監査を組み合わせたハイブリッド監査等の試験的導入を検討しているところでございます。

今後とも、不祥事案の未然防止と健全な法人等の育成に資するとともに、コロナ禍においても継続可能な監査手法を構築するため、創意工夫を図ってまいりたいと考えております。

元木委員

近年のコロナ禍で、社会福祉法人の方々も本当にいろいろな苦勞があり、また、法人の在り方も見直しを迫られていると思います。そういう中で、正にウイズコロナの時代の社会福祉法人に対して、これからも適正かつ中立公平性を重視した監査を行っていただきますよう要望させていただきます。

最後に、職員の話で1点だけお伺いさせていただきます。

今、職員の働き方も大きく変わっている中で、メンタル面で不調を来す方も増えているように伺っております。職員厚生課として、メンタルヘルス対策にどのように取り組んでおられるのか、お伺いをさせていただきますして質問を終わります。

和田職員厚生課長

メンタルヘルス対策についての御質問を頂きました。

職員厚生課におきましては、職員のメンタルヘルスの保持、増進のために、徳島県職員の健康づくり推進計画に基づきまして、一次予防として職員が職場不適応状態に陥らないための予防的対策、二次予防といたしまして職場不適応状態に陥った職員の早期発見と医療等の適切な対応、三次予防といたしまして、残念ながら長期病休や休職になってしまった職員に対しまして、円滑な職場復帰と病気の再発防止に取り組んでいるところで

特に、職員の相談体制は非常に重要とっておきまして、相談窓口を広く設置しております。具体的に申しますと、外部の精神科医師、またカウンセラー合わせて9名の専門相談につきましては、職員が年5回まで無料で受けられる相談体制を実施しております。また、万代庁舎の職員の健康相談室におきましても、精神科医である嘱託医が週に1回メンタル相談を実施しておりますし、保健師等が心と体の健康に関する相談を週2回実施しております。部下のメンタル対応に当たる所属の管理職への対応もしているところで

一方、安全衛生法で年1回のストレスチェックの実施が事業主に義務付けられております。この結果で高ストレスと判断された職員のうち、申出のあった職員に対しましては、医師が面接指導を行っており、職員の心の健康づくりに力を入れているところで

井下委員長

午食のため、休憩いたします。（12時01分）

井下委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を開催いたします。（13時01分）

それでは質疑をどうぞ。

原委員

私からは内部統制制度について質問させていただきます。

平成29年6月地方自治法の一部改正により制度導入が義務付けられ、本県においても令和2年度から本格的に導入しているところで

この度、監察局において、内部統制の整備状況及び運用状況について、制度導入後初め

てとなる評価を行い、内部統制評価報告書を作成していますが、改めて内部統制制度とは、どのようなものなのか、概要と意義を教えてくださいませんか。

小林監察局次長

原委員より、内部統制制度の概要や意義について改めて御質問を頂いております。

まず、内部統制制度の概要でございます。

内部統制とは、財務事務の管理執行が適法、適正に行われるようにすることを言いまして、そのための仕組み、例えば規程、規範、組織、システム等を内部統制体制と言います。

具体的には、規範や規則でしたら徳島県の会計規則、組織でしたら所管する関係課、システムとしては財務会計システム等が該当すると考えております。

この内部統制制度は、事務上のリスクを分析することによりまして、業務を効果的、効率的に行えるようルールを整備するとともに、それを運用することによりリスクの発生をコントロールし、抑制するものであり、リスクの発生を予防することを主眼とするものでございます。

内部統制制度におきますリスクとは、財務事務の管理執行に伴う過誤や不正のおそれを言い、地方公共団体では事務処理が適正になされないおそれ、ミスの発生を意味し、そのリスクの顕在化を低減させる仕組みが内部統制体制というものでございます。各所属におきます内部統制の導入とは、業務上のリスクの顕在化を低減させる仕組みであり、リスクに対する対応策を把握するためリスク評価シートを作成していただいた上で、それに基づいた事務執行をしていただくということになっております。

次に、意義でございますけれども、内部統制制度導入につきましては、必ずしも新たなルールづくりを求められたものではなく、多くのリスクに対しては既に全庁的、あるいは各所属や個人で何らかの対応策、例えばマニュアルの作成やルールのものを講じていくというふうと考えております。

内部統制制度では、それらを可視化する、見える化することでリスク発生の確率の低下を図るというものでございます。

一方で、可視化のプロセスを通じて、これまで把握されていなかったリスクが判明した場合には、新しい対応策を検討していただく必要があると考えております。

原委員

令和2年度の内部統制評価報告書では、運用上の不備が32件認められていますが、不備のあった主な事務内容について具体的に教えてくださいませんか。

小林監察局次長

今回報告させていただきます総務委員会資料2-2の4ページに32件と御報告させていただいております。

大きく、収入、支出、契約ということで分類させていただいております。

まず、収入に関するものにつきましては20件ございました。

主な内容といたしましては、例えば調定すべき歳入を調定していなかった、納入通知

書又は納付書を複数回送付したことによりまして、債務者が誤って二重納付をしてしまった、それから期限経過後に収納されていたということがございます。

また、納入義務者から直接現金の納付を受けたとき、領収書が適正に作成されていない、納入義務者から直接現金の納付を受けたときの指定金融機関への払込みが遅延していたというようなもの、また、収入証紙関係では貼付に誤りがあったもの、申請書の収入証紙の貼付に重複が判明したというようなことがございます。また、収入証紙の消印が正しくできていなかったものや、収入証紙の収納状況の報告について報告漏れや件数、金額を誤って報告していたというものがございました。

次に、支出に関するものですが、これは9件ございました。

主な内容でございますけれども、支払手続の遅れや支出伺いを会計年度経過後に立案したために過年度支出になったもの、設定されている支払期限より遅れて支払ったもの、各種手当の算定に誤りのあったものや事実発生時から15日以内に届出が必要であるにもかかわらず提出ができていなかったというものがございました。

最後に、契約に関するものは3件ございました。

主なものとしたしましては、建設工事の設定金額算定に用いる積算システムにおいて、設計単価に誤りがあったもの、また、委託契約において、書面による承諾を得ずに業務執行を委託業者から再委託された業者が行ったというような内容でございます。

原委員

内部統制評価報告書については、監査委員の審査に付することが義務付けられております。今回の評価報告書についても、監査委員に対して評価報告書の審査依頼があり、私も監査委員として審査させていただき、監査委員による評価報告書の審査意見が決定されたところですが、今回の評価結果や監査委員による内部統制評価報告書の審査意見等を受けて、評価部局として今後どのような取組を行っていくのか。何かお考えがあるのなら教えてください。

小林監察局次長

原委員より、今後どのようにしていくのかということで御質問いただいております。

まず、地方自治法第150条第5項には、都道府県知事等は、内部統制評価報告書を監査委員の審査に付さなければならないと規定されております。令和2年度徳島県内部統制評価報告書につきましては、8月18日付けで監査委員に対し、評価報告書の審査依頼を行い、9月2日付けで監査委員による評価報告書の審査意見が決定されたところでございます。

この審査結果につきましては、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であるとされた一方で、リスク評価シートを活用したリスクの発現の防止・抑制、課題や改善措置等に係る情報共有や対応策の継続的な見直しなどの御意見を頂いたところでございます。

監査委員による御意見を踏まえながら、今後とも、推進部局である人事課と連携の下、職員に対する内部統制の意義の更なる周知徹底、それから不備があった事案を各所属に周知することによる発生したリスク情報の共有化、それから各職員に対するリスク評価シートの活用促進、評価結果に基づく継続的なリスク評価シートの改善、見直しなどの効果的

な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

さらに、今回の評価結果や監査委員による御意見を生かしながら、まずは令和3年度の間評価を実施するとともに、内部統制の評価に加えて、内部統制制度を推進する役割も担っているという認識の下、引き続き推進部局である人事課と連携し、リスクの発生の予防や同様の不備の再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

原委員

しっかりと取り組んでいただき、県民の皆さんのために頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

梶原委員

最初に、目安箱の件でお聞きしたいのですが、徳島の目安箱には年間何件ぐらい寄せられているか、教えていただけますか。

小林監察局次長

目安箱にどのぐらい来ているかということでございます。

今回、採択の対象とさせていただきました令和3年度につきましては、投稿件数が2,074件ございました。

梶原委員

毎年2,000件ぐらいはあるのですか。

小林監察局次長

例年の状況でございますけれども、実は令和2年度の分につきましては1,000件余り、それから令和元年度の分につきましては1,200件余りということで、令和3年度分につきましては、大幅に増えているという状況でございます。

恐らく、これはコロナに関する投稿がかなり増えておりますので、そちらのほうが増えられているのではないかと考えているところでございます。

梶原委員

目安箱の件数が増えているということは、県民の皆様の徳島に対する関心が非常に高いということを表していると思うので、結構なことだと思います。

評価結果報告書を見せていただいたら、県政運営評価戦略会議で採択された意見、提言が九つあるのですが、非常に県民目線で具体的です。1番の自転車王国徳島でしたら案内看板のことや、3番の末広の徳島県の倉庫群の開発とか、様々な面白い意見が取り入れられていると思います。

これは採択されたということですので、今後の県の政策にある程度は反映されていくのですか。

小林監察局次長

目安箱の提言が生かされていくのかという御質問でございます

午前中の元木委員の質問とも若干かぶるところがございますけれども、少し具体的にお話しさせていただきます。この提言につきましては、それぞれの関係部局に周知させていただきまして、最終的には3月になろうかと思うのですけれども、年5回ほど開いております戦略会議の最後の会議のときに、提言等も含めた各部局の回答を頂いております。

具体的にどういうふうな形で活用されてきたのかというところでございますけれども、例えば、令和2年度に採択されております災害避難所のコロナ対策についての提言につきましては、対応方針の策定、避難所マニュアルの策定支援等の改定が行われ、分散避難の推進、避難所の3密を回避するための資機材の整備といった取組に生かされているという状況でございます。

評価部局といたしましても、引き続き県民目線の観点から各部局に対する意見や提言の趣旨をできる限り施策に反映させていただけるよう働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

梶原委員

住民の声を行政のほうから聞き取るというのは、なかなか大変なことだと思います。目安箱に現場の切実な声を寄せていただくというのは本当に有り難いことで、非常に貴重な意見だと思いますので、しっかりチェックをしていただいて、取り入れられるものは施策に生かすようにやっていっていただきたいと思います。

次に、今回、デジタル庁の設置によって徳島県のデジタル行政にどのような影響やメリットが期待できるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

阿部スマート県庁推進課長

デジタル庁の設置による本県行政のデジタル化への影響などについて御質問を頂きました。

委員がお話しのとおり、9月1日に創設されましたデジタル庁を司令塔といたしまして、国を挙げたデジタル社会の形成が強力に推進されているところです。

本県では、このような国の動きを先取りするような形で、昨年度設置いたしました徳島県デジタル社会推進本部の下で、デジタル社会の実現に向けた取組を全庁で加速しているところです。

具体的には、二つほどあります。

一つは、行政運営のデジタル化です。これは具体的には電子決裁システムの利用の拡大、公文書の電子化を進めること、AIの業務への導入、6月議会で井下委員長のほうから御質問を頂きましたRPAの手法の拡大などを指しております。

もう一つは、行政手続のオンライン化です。具体的には県民の皆さんからの申請や届出などをオンラインで頂く電子申請の拡大などに取り組んでおります。

今回、デジタル庁が設置されたことによりまして、国におきましてもこのような行政運営のデジタル化、行政手続のオンライン化が大きく進むことが期待されております。これは、現在の本県の取組を更に加速させることにつながると考えておりまして、本県におきましても国の動きと歩調を合わせながら、あるいは国の動きを先取りしながら、デジタル

社会の実現に向けた取組を進めていきたいと考えております。

梶原委員

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法が2000年にできました。各自治体と国とのシステムや業務のプロセスがすごく違っていて、なかなかうまくいかなかったのが、今回デジタル庁ができて、それがうまくいくように期待できるということをお聞きしましたけれども、またしっかりやっていただきたいと思います。

それで、大きく分けて二つ進めることがあると、その一つが県民に対する行政手続のオンライン化のことをおっしゃっていました。

今、国のほうでは基本的に行政の手続は県民の方からの申請で様々なサービスが受けられる申請主義らしいです。そうすると申請ができる情報自体を知らなくて申請できずに、本来だったらそのサービスを受けられる人がサービスを受けられないといったケースが多々あるんです。国のほうも申請主義を見直して、行政のほうから対象者にこういった行政サービスが受けられますよと、プッシュ型の行政サービスを内閣府のほうでも検討していくという話が出ております。こうしたところも市町村ともしっかり連携をとっていただいて、今、デジタルデバイドで情報を取れる人と取れない人で随分格差が出てきていますので、その辺も県民にとってどういったやり方が一番いいのか、またしっかり研究をしてやっていっていただきたいと思っております。

次に、就職氷河期世代への支援についてお伺いします。

今、30代半ばから40代半ばの就職氷河期世代への支援が2020年から2022年までの3年間、集中支援期間ということで行われていると思うのですが、県も職員の採用などで様々な取組がされていると思うのですが、現状を教えてくださいと思います。

岡島経営戦略部次長

就職氷河期世代を対象とした支援ということでの御質問と思っております。

人事課のほうでは、採用試験というような形で所管をさせていただいております。

就職氷河期世代とは、先ほど梶原委員がおっしゃった30代半ばから40代ですけども、今年度、採用試験に募集枠を設定するに当たりまして、バブルがはじけてすぐの現在37歳から51歳の世代の方に受験していただく機会を設ける形で取り組んでいるところでございます。対象は、県外につきましては、正規、非正規にかかわらず広く募集をしているところでございます。なお、県内については、県内企業との関係もございまして、正規職員の方を除く形で募集させていただいているところでございます。

そもそも、先ほど委員がおっしゃったように、国において令和元年6月に設定されました就職氷河期世代支援プログラムは、3年間で正規雇用者を30万人増やすことを目指すというプログラムでございます。

本県においても、従前は社会人枠というような形で平成30年度から実施をしておりましたが、一部年齢がかぶったりしているところもあったのですが、完全にはその世代の受皿になっていない部分もございましたので、このプログラムを受けまして、改めて受験資格を満たせるよう、先ほど来申し上げているような資格に変えまして、令和2年度に新たに就職氷河期世代を対象とした採用試験を創設させていただいたところでござい

す。

なお、昨年度につきましては4名を採用させていただいております。令和3年度、今年度については、現在5名の募集枠に全部で113名の申込みがあるとお伺いしているところでございます。

梶原委員

5名のところに113名ですか、すごい倍率です。採用人数を増やすことは、なかなか難しいかと思うのですが、継続して取り組んでいただきたいと思います。

この世代の方は非正規で働いている方が大変多くて、中には真っ当な就職ができずに、長年ひきこもりの方もおられます。今、そういった方に対しての支援、駅前の支援窓口、ちょっと名前を忘れましたが、クレメントプラザのジョブカフェでもやられているし、それともう一つ支援の窓口があったかと思しますので、市町村が基本的に窓口になるのかも分からないのですけれども、そういった相談窓口への支援につなげていけるような取組に、県としても後押しをお願いできればと思っております。

もう1点、2020年度の決算の未収金についてお伺いしたいと思います。

7月15日の徳島新聞の記事に2020年度の県の一般会計の決算が載っておりました。実質収支が132億円の黒字だったということで、結構なことだと思っておりますが、その片隅に未収金が8年ぶりに増加して39億4,900万円ということが書かれてありました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響と書いてあるのですが、この辺の状況をもう少し詳しく教えていただければと思います。

香川出納局副局長

梶原委員から、令和2年度の決算で未収金が8年ぶりに増加という報道につきまして、御質問を頂いたところでございます。

まず、本県の未収金対策につきましては、これまで各未収金に共通いたします統一的な指針として、平成20年度に徳島県債権管理基本方針を作成いたしまして、全庁的に取組を進めてきたところでございます。

平成25年度には、全庁的な未収金対策の強化及び一元化のための体制整備を行うために、副知事をトップとする徳島県未収金対策委員会を設置し、県税をはじめとする未収金額が1億円を超える重点未収金9債権の設定や未収金削減計画の策定など取組を強化してまいったところでございます。

この取組強化を始めました平成24年度末につきましては、52億円を超える未収金がありました。これが、全庁的な対策の推進により順調に削減が図られてまいりまして、2年前の令和元年度には38億300万円まで縮減が進んできたところでございますが、先ほど御質問にございましたように、令和2年度決算では対前年度比で1億4,600万円増加し、総額で39億4,900万円となり8年ぶりの増加となったところでございます。

この主な増加の要因につきましては、県税におきまして新型コロナ対策といたしまして、1年間の時限措置として創設されました徴収猶予の特例措置等の影響で、対前年度比で2億3,400万円増加したこと等によるものでございます。

県税以外の重点未収金8債権を見てもみると、1債権につきましては微増となったもの

の、住宅使用料をはじめとする7債権で減少しております、コロナ禍におきましても、全庁を挙げた取組の効果が現れてきているものと考えているところでございます。

本年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響がまだまだ不透明なところがございますけれども、1年間の県税の猶予措置が今年度中に順次終了いたしますことから、未収金の増加は一時的なものにとどまりまして、今後は減少に転じるものと見込んでいるところでございます。

梶原委員

未収金の総額が40億円近い巨額ですので、不納欠損処理の実施の予定というか、今後の方向性、その辺を簡単に教えていただければと思います。

香川出納局副局長

委員から、不納欠損処分について御質問を頂きました。

令和2年度におきます一般会計の不納欠損額は1億811万円でございます、前年度の1億7,500万円に比べまして少し減少したところでございます。

不納欠損につきましては、大きく分けまして公法上の債権と私法上の債権がございます。公法上の債権、いわゆる県税等でございますが、こちらにつきましては法律に基づきまして時効等がありますと、その時点で消滅するというところでございます。消滅いたしましたら不納欠損処理させていただいているところでございます。

また、私法上の債権につきましては、時効の援用というものが需要でございます、こちらは自動的に消滅するものではございませんけれども、徴収等の努力をしっかりといたしまして、それにもかかわらず、例えば債権者がお亡くなりになったとか行方不明でありますとか、そういうもので時効の期間を過ぎたものにつきましては、十分精査いたしまして議会のほうに債権放棄の議案をお願いしながら、不納欠損を進めてまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

計画的に着実に行って行っていただきたいと思っております。

未収金には、県税や県営住宅の滞納金など様々ございますけれども、徳島市においても、未収金の対策に県から職員の方が行っていただいて一所懸命取り組んでいただいているようで、着実に未収金の回収が成果を上げているというふうに聞いております。

未収金の回収は本当にしんどいお仕事だと思いますので、本当に有り難いなと思っております。

大変なお仕事ですけれども、各市町村ともしっかりと連携していただいて、少しずつでも未収金を減らして行っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

黒崎副委員長

私のほうから数点、質問と要望をさせていただきたいと思っております。

まず、一般質問でも質問いたしました、グリーン社会いわゆるGXです。県においてはコロナ対策プラス、デジタルトランスフォーメーションいわゆるDXと、GXの予算が

大切な部分になっているのかなという感じがいたしております。

ここは政策の話をするところではございませんし、DX、GXで各関係の部署が一所懸命、今、予算のことを考えていると思います。各省庁も概算要求でかなり数字も出てきていますので、県の担当部局が組み立てた施策に対して、できるだけ予算をしっかりと付けていただきたいという思いがございます。

そのことについて、まず1点お尋ねしたいと思います。

岡財政課長

黒崎副委員長より、グリーン関係の予算について見通し等の御質問がございました。

まず、令和3年度につきましては、当初予算と令和2年度1月補正、2月補正の15か月予算として編成したところでございます。

この中でグリーン社会構築関連予算として、公共事業も含まれるところではございますが、460億円の関連予算を計上しているところでございます。令和3年度15か月予算全体が5,578億円ですので、1割くらいはこのグリーン社会構築関連予算として計上しているところでございます。

来年度に向けてというところでございます。

来年度の当初予算編成に向けては、要求を開始したところでございまして、令和4年度予算編成方針も示させていただいているところでございます。GXとDXも関連しますが、世界的な課題となっているグリーン社会への対応については、三つの国難克服に向けGX、DXを推進エンジンとした地域課題の抜本的解決や地域経済の好循環の創出、行政サービスの革新や生産性の飛躍的向上など新次元の分散型国土創出に資する取組を強化すると編成方針上も言っているところでございます。

これに基づきまして、グリーン関係の要求につきましては、今、県庁の中にグリーン社会推進本部という知事をトップとしました推進本部がございまして、今年度ここで提案をした事業については、要求の枠を設けることなく無制限で要求していただく新規事業要求の特別枠を設けているところでございますので、各部局においては、この要求枠等を利用して、積極的にグリーン社会の実現に向けた事業構築をお願いしているところでございます。

黒崎副委員長

GXのほうも、概算要求は出てきていますが、今後どのような形で配分されていくのか、ちょっと分かりにくいところもあります。

各部局がいろんなアイデアをお持ちでございます。現場を持っている部局あるいはグリーン社会のように理念で全体を調整する部局と、部局によっていろいろな特徴がございまして、いろいろなことをお考えになっておりますので、ここぞというときにスタートダッシュがぱしっと効くような予算立てにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それと、委員会でも少し出てまいりましたが、今年度もあと6か月というところでございます。

税務課長も出席されておりますので、今年度の税収がどのようになるのか。まだ分から

ないと思うんですが、コロナという大変なことがありましたので、各企業いろんな意味で、大変だったところ、あるいはそうじゃない、比較的うちはよかったんだよとか濃淡がありそうな気がします。来年3月末で今年度の税収がどうなるのかということがとても気になるところでもあります。

ざっくりとで結構でございますので、およそこんなところかなというのがあれば、お話しいただければと思います。

賀原税務課長

令和3年度の県税収入につきましては、令和2年度当初予算額と比較いたしましてマイナス5.8パーセント、マイナス45億円減収となります730億円を計上しているところでございます。この予算額は、昨年末の政府の経済指標や国が示す地方財政計画、法人に対して行った調査の回答などを参考に算定したものでございます。

最近の状況でございますが、9月1日に財務省が発表いたしました4月から6月期の法人企業統計調査によりますと、金融機関を除く全産業の経常利益は前年同期比で93.9パーセントの増となっているところです。昨年4月から6月期は、新型コロナウイルス感染拡大により初の緊急事態宣言が出されまして、外出の自粛や多くのサービス業で営業自粛が実施されたことで経済活動が大きく停滞したことなどから、経常利益はマイナス46.6パーセントと大幅に減少しました。現在は、足元ではデルタ株による感染拡大がまだ続いておりますものの、経常利益は1年前に大きく減少した反動もあって改善が進んだ形となっているようでございます。しかしながら、19都道府県に出されている緊急事態宣言が長期化する場合には、経常利益の改善が停滞する可能性も指摘されているところでございます。

本県の状況でございますけれども、現在のところ、4月から8月までの5か月分が出ておまして、8月末の税収を前年同期と比較いたしますと約19億円の増となっているところでございます。一番大きい増が法人事業税の約13億円の増で、16.3パーセントの増でございます。こちらは昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑みまして、期限までに申告が困難な場合に申告納付期限の延長が柔軟に認められるとともに、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制措置として徴収猶予の特例措置が創設されましたので、それらの影響で昨年度分が減じているところでございます。よって今年度、実際に増収となっているか否かは、現時点では判然といたしません。

次に大きい増は、地方消費税譲渡割の約6億円の増でございます。こちらは12.2パーセントの増でございます。こちらにつきましても、国の消費税と合わせて、国に対して申告納税が行われておりますが、法人事業税が述べたとおり、申告納付期限の延長と徴収の特例措置の影響で昨年度分が減じていることと、令和元年10月に税率が引き上げられたことによる増の影響が申告期間等との関係で一部に出ているものと判断しておりますけれども、実際の増収額は、こちらも判然といたしません。

その他の税目につきましても増減がございますが、8月末現在では、合計で約19億円の増、率にして5.5パーセントの増となっているところです。

なお、全国の状況でございますが、7月末現在のデータが最新でございます。13.4パーセント増の東京都から1.6パーセント増の愛知まで全都道府県がプラスになっております。本県の7月末は5.7パーセントの増でしたので、全国的には状況は似ているものと

判断しているところでございます。

今後につきましても、経済動向等を注視するとともに、法人に対する調査を行うなどいたしまして、最新情報の把握に努め、的確に県税収入の算定を行ってまいります。

黒崎副委員長

丁寧な御説明を頂きました。大変、分かりやすかったと思います。

コロナということもあって社会的なマインドが落ち込んでいるのかなという感じでしたが、実際のお金というのは、偏在があるとは思いますが、ちゃんと流通するところには流通しているということです。

そんな中で、いつまでも国費を頂いて対策するというのは、国も限度があるんだろうなという感じもいたしますので、早くコロナが収束してほしいなと思うのが正直なところではあります。来年度は、より明るい年になってほしいなと思うところでございますので、どうか新しい政策に皆さま方も心を一つにして御協力をしていただけますように、よろしくお願いを申し上げまして、要望を終わらせていただきます。

井下委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第8号、議案第19号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします（13時42分）